

トーハングループ社員およびOBの皆さまへ

ゴルファー保険のご案内

ゴルフ賠償責任保険(ゴルファー傷害補償特約・ゴルフ用品補償特約・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 付帯)

是非、この機会にゴルファー保険への加入をご検討ください。

団体割引**10%**の適用により
保険料が割安になります。

今回ご案内の「ゴルファー保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内のご契約プランは、被保険者(保険の補償を受けられる方)数が50名以上であることを前提として、10%の団体割引が適用されています。被保険者数が50名に満たなかった場合には割引率が変更されます。この場合、保険料はそのまま、保険金額を引き下げることにより調整を行います。

ご加入手続きは

加入依頼書・口座振替依頼書に必要事項をご記入いただき、東販リーシング(株)宛てに2025年3月3日(月曜日)までにお送りください。
ご加入されるご契約プランの年間保険料は5月にご指定口座より引き落とさせていただきます。

ご契約プランを下表のA~Cのプランからいずれかお選びください

保険期間は2025年3月14日から2026年3月14日(午後4時)までの1年間となります。

補償の種類		Aプラン	Bプラン	Cプラン
		4,000円	5,000円	8,000円
ゴルフ賠償責任 ※自己負担額は0円です。	額	5,000万円	5,000万円	5,000万円
ゴルファー傷害	額	230万円	310万円	320万円
ゴルフ用品損害		8万円	12万円	20万円
ホールインワン・アルバトロス費用		25万円	30万円	50万円

今回ご案内するゴルファー保険の制度は、株式会社トーハンを保険契約者、トーハングループ社員とトーハングループOBおよびご家族の方を被保険者とする団体契約です。(トーハングループ社員とトーハングループOBおよびご家族以外の方はこの制度に加入することができません。)
株式会社トーハンは、トーハングループ社員とトーハングループOBの皆さまに本制度をご案内し、加入を希望される方からの加入依頼書・口座振替依頼書を取りまとめて共栄火災海上保険株式会社との間で保険契約を締結いたします。

4つの充実補償

ゴルフ賠償責任 ……他人に対する賠償責任

日本国内外でのゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

ゴルファー傷害 ……ゴルファー自身のケガ

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、お客さまご自身が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをさせたり、そのケガがもとで亡くなられたとき、保険金をお支払いします。

ゴルフ用品損害 ……ゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において発生した、お客さまが所有する加入者証記載のゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損の損害を、保険金額を限度として時価*でお支払いします。

※「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

ホールインワン・アルバトロス費用

……ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

日本国内の有料のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、お客さまが慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額を限度としてお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用
- 祝賀会費用
- 記念植樹費用
- 同伴キャディに対する祝儀 など



対象となるホールインワンまたはアルバトロスとは

- ① 9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場(有料)で達成されたものであること
 - ② パー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドして達成したものであること
 - ③ 原則としてキャディ付で同伴競技者1名以上とラウンドして達成したものであること
 - ④ 達成者がゴルフの競技または指導を職業としている方でないこと
- …が条件です。

ご注意

○キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

(注)セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場使用人や先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限り保険金支払の対象となります。

○複数の保険にご加入いただいても、お支払いする保険金は最も高い保険金額が限度となります。

1分冊

- このチラシは「ゴルファー保険」の概要をご説明したものです。詳しい内容はパンフレットでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご加入の際は、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

〔取扱代理店〕

東販リーシング株式会社

〒162-8710 東京都新宿区東五軒町6-24

TEL: 03-3268-5001 (内線 5010)

Mail: Info@tohan-ri.co.jp

担当 吉田・氏家・清水

営業時間: 9:00 ~17:15

〔引受保険会社〕

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL: 03-3504-0827

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>